

判決要約

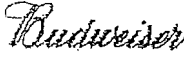


No. 293

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

293 -1	職務発明であるとして研究者が元の会社に対して職務発明の対価を請求した(当該研究者が真の発明者であるか否かが争われた)	職務発明, 発明者
1 平13(ワ)7196号(東地46民) 2 平14.8.27(棄却) 3 手嶋喜久雄 4 ファイザー製薬(株) 5 特許2576927号 6 (1)概要:原告である研究者が使用者であった元の会社に対して職務発明に基づく相当の対価の支払いを請求した事例である。本件では,当該研究者が真の発明者(共同発明者)であるか否かが争われ,共同発明者に該当しないとの判断をされたため,相当の対価についての判断はなされていない。 (2)本件において,原告が共同発明者に該当しないとの判断がなされた判決書の部分を以下に引用する。 平成元年当時被告会社が抱えていた課題(真球度の高い細粒核を高収率で得ること)の解決のためには,攪拌造粒法における最適な実験条件を見つけ出すことが重要であり,当時公知であった主薬と賦形剤を混合して細粒核を製造する方法と,寺下論文に開示された真球度の高いコーティング用細粒核を高収率で得る方法とを組み合わせることで主薬を含む真球状の細粒核を製造しようとするのは,それ自身が発明と呼べる程度に具体化したものではなく,課題解決の方向性を大筋で示すものにすぎない。したがって,原告が上記着想を得たからといって,本件発明の成立に創作的な貢献をしたということではできず,原告を共同発明者と認めることはできない。 なお,一般に,発明の成立過程を着想の提供(課題の提供又は課題解決の方向付け)と着想の具体化の2段階に分け,	①提供した着想が新しい場合には,着想(提供)者は発明者であり,②新着想を具体化した者は,その具体化が当業者にとって自明程度のことに属しない限り,共同発明者である,とする見解が存在する。上記のような見解については,発明が機械的構成に属するような場合には,一般に,着想の段階で,これを具体化した結果を予測することが可能であり,上記の①により発明者を確定し得る場合も少なくないと思われるが,発明が化学関連の分野や,本件のような分野に属する場合には,一般に,着想を具体化した結果を事前に予想することは困難であり,着想がそのまま発明の成立に結び付き難いことから,上記の①を当てはめて発明者を確定することができる場合は,むしろ少ないと解される場所である。本件についても,上記のとおり,主薬と賦形剤を混合して細粒核を製造する方法と寺下論文に示された方法を組み合わせるという着想は,それだけでは真球度の高い粒核を高収率で得られるという結果に結び付くものではなく,また,当該着想自体も当業者であればさほどの困難もなく想到するものであって,創作的価値を有する発想ということもできないのであるから,原告をもって,本件発明の共同発明者と認めることはできない。 (3)実務上の参考点:研究者が,特に管理職の場合に,真の発明者に該当するか否かを検討するときの参考になる。 (特35条)重要度☆☆☆ (小西 富雅)	
293 -2	特許発明「生理活性物質測定法」に係る特許権(又は仮保護の権利)に基づいた損害賠償請求及び不当利得返還請求が一部認容されたが,前訴の判決理由中の判断について既判力に類似する拘束力は生じないと判示された	前訴判決の信義則上の拘束力, 判決理由中の判断
1 平11(ワ)10931号(大地21民) 2 平14.9.19(一部認容) 3 日本臓器製薬(株) 4 (株)フジモト・ダイアグノスティックス/藤本製薬(株) 5 特許1725747号 6 前訴判決と経過:原告は,所有する特許権の侵害を理由として,被告の医薬品の製造販売の差止めを求めて大阪地裁に訴えた(前訴)。同裁判所はその請求を棄却したため,原告は大阪高裁に控訴した。同裁判所は一部認容したため,今度は被告が最高裁に上告した。 同裁判所は,被告が品質規格検定のための確認試験(イ-1方法)を使用しているとの原審の認定判断は正当として是認したが(原審では,イ-1方法は原告の特許の技術範囲に属すると判断されている),医薬品の製造工程において,品質規格検定のための確認試験(イ-1方法)をしているとしても,医薬品の製造販売が本件特許権を侵害する行為にあたるとはいえないとして,差止請求を棄却した。 そのため,原告は,被告の医薬品の製造販売について特許権(又は仮保護の権利)に基づく損害賠償請求及び不当利得返還請求を求めて大阪地裁に訴えた(本訴)。 争点:①被告らが,被告医薬品の製造にあたり,品質規格検定のための確認試験(イ-1方法)を使用していないと主張することは,前訴の蒸し返しであって,信義則に反して許されないか否か。	②(①の信義則の主張が認められない場合)被告は,被告医薬品の製造にあたり,品質規格検定のための確認試験(イ-1方法)を実施したか否か。 ③損害額又は不当利得額。 判示事項:①前訴上告審判決は,その理由中において,前訴控訴審判決の事実認定に関する被告の上告理由を退け,被告がイ-1方法を使用しているとの前訴控訴審判決の事実認定を是認したものである。しかし,前訴控訴審判決中のこのような判断は,判決理由中の判断である。民事訴訟法114条1項によれば,判決の既判力は主文に包含される訴訟物とされた法律関係の存否に関する判断だけについて生じ,その前提である法律事実に関する認定その他理由中の判断に包含されるにとどまるものは,たとえそれが法律関係の存否に関するものであっても,同条2項のような特別の規定のある場合を除いて,既判力を有するものではない。当事者がその訴訟において争点として主張,立証を尽くし,裁判所がその争点について実質的審理を遂げている場合であっても,既判力類似の効力は認められないと解するのが相当である。 ②一部期間についてのみ被告の仮保護の権利の侵害を認めた。 ③不当利得額として5万129円を認めた。 (民法703・709条,民訴114条1項)重要度☆☆☆ (下田 昭)	

293 -3	被告行為は原告ソフトの表示画面の複製および翻案行為にも当たらず、不正競争行為も成立しないとされた	著作権、複製、翻案、周知商品等表示、不正競争行為、コンピューター、グループウェア
1 平13(ワ)16440号(東地46民) 2 平14.9.5(棄却) 3 サイボウズ(株) 4 (株)ネオジャパン 5 特許2751963号 6 事実 :被告は、原告ソフトと同種のウェブグループウェアと呼ばれるコンピューターソフトをインターネット上からソフトウェアをダウンロードさせるだけでなく、フロッピーディスク、CD-ROM、ハード・ディスク等の記憶媒体に収録した上で、これをユーザーに頒布する方法も採っている。 原告の主張 :原告は、被告の製作・販売するビジネスソフトウェア(以下、ソフト)は、個々の表示画面がそれぞれ著作物であることに加えて、各表示画面の集合体としての全面も全体として一つの著作物であり、被告のソフトは原告のその複製および翻案に当たるとし、以下のような主張を行っている。(1)被告の使用許諾している行為は、原告ソフトの著作権(複製権・翻案権、頒布権、上映権及び公衆送信権)を侵害する行為に該当する。(2)原告ソフトの表示画面が不競法2条1項1号にいう周知商品等表示に該当し、被告の行為は不正競争行為にあたる。(3)被告の行為は、民法上の一般不法行為に該当する。 判旨 :(1)前記(1)の点について:複製および翻案について以下の(A)および(B)の判断基準を示し、原告と被告ソフトの対応する表示画面との間で共通する点は、いずれもソフトウェアの機能に伴う当然の構成か、あるいは従前の掲示板、システム手帳等と同種のソフトウェアにおいて見られるありふれた構成であり、両者の間にはソフトウェアの機能ないし利用者による操作の便宜等の観点からの発想の共通性を認め	得る点はあるにしても、そこに見られる共通点から表現上の創作的特徴が共通することを認めることはできない。したがって、被告ソフトの表示画面をもって、原告ソフトの表示画面の複製ないし翻案に当たるといえることはできない。 (A)原告と被告のソフトを既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性のない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製および翻案に当たらない。(B)仮に原告ソフトの表示画面に画面全体として何らかの著作物性が肯定される場合には、これに依拠して作成された他社ソフトの表示画面がその複製ないし翻案に当たるといえるかどうかを判断するに当たっては、原告ソフトの各表示画面における画面全体としての創作的特徴が他社ソフトの対応する表示画面においても共通して存在し、他社ソフトの表示画面から原告ソフトの表示画面の創作的な特徴が直接感得できるかどうかを判断すべきものである。 (2)前記(2)の点について:原告ソフトの個々の表示画面は、グループウェアとしての機能に伴う構成の域を出ないものであり、また、表示画面自体が必要者の間に広く知られていると証拠上認められない。 (3)前記(3)の点について:一般に、市場における競争は本来自由であるべきことに照らせば、著作権侵害行為や不正競争行為に該当しないような行為については、当該行為が市場において利益を追求するという観点を離れて、殊更に相手方に損害を与えることのみを目的としてなされたような特段の事情が存在しない限り、民法上の一般不法行為を構成することもない。 (不競2条1項1号、民709条、著21条)重要度☆☆ (川島 利和)	
293 -4	売買取代金支払拒絶を理由とする不法行為損害賠償請求権に対する不競法2条1項7号等違反損害賠償請求権を自動債権とする相殺抗弁が否定された	営業秘密、損害賠償、秘密保持義務違反、信義則違反、不法行為、履行遅滞、相殺、遅延損害金、商事法定利息
1 平14(ワ)162号(大地21民) 2 平14.7.30(一部認容) 3 山内製粉(株) 4 (株)麦の穂 6 判示事項 : I. 原告の原告生地製造販売が不競法2条1項7号に当たるか:原告が、原告生地の製造において被告が特に重要な営業秘密であると主張する技術事項を使用しているといえない。被告生地のシュー生地及びパイ生地の一連の製造工程全体のうち、その余の工程が営業秘密性を有すること、及び原告が原告生地の製造に際し同営業秘密を用いていることを認めるに足りる証拠はない。被告が原告に対し不競法2条1項7号、4条に基づく損害賠償請求権を取得したとの被告の主張は理由がない。 II. 同行為が契約ないし信義則上の義務に反するか:(1)秘密保持義務違反:原告は、被告独自のパイシューに関する秘密保持義務を負うが、原告は原告生地の製造に際し、被告独自のパイシューに関する秘密情報を用いたとはいえず、その他、同秘密情報を第三者に開示又は漏洩した証拠はない。従って、原告生地の製造販売が、秘密保持義務に違反するとの被告主張は理由がない。(2)信義則上の競争禁止義務違反ないし説明義務違反:①原告がいかなるパイシューも製造、販売しない趣旨の信義則上の競争禁止義務はない。そして、原告生地が、被告独自の技術情報に基づいて製造された証拠はないから、原告が原告生地を製造販売したことが上記信義則上の競争禁止義務に反するとはできない。②乙3合意によれば、原告は、被告独自のパイシュー以外を用いたものには義務を負わないことを確認しており、原告が被告以外から依頼されたパイシュー生地について、被告への説明義務を負う証拠はない。③従って、原告生地の製造販売が、原告が負う信義則上の競争禁止義務ないし説明義務に違反するとの被告の主張は理由がない。 III. 以上によれば、被告の相殺の抗弁は理由がない。原告の被告に対する被告生地販売代金4191万6376円及び遅延損	害金の請求は理由がある。 IV. 被告による本件生地販売代金の支払拒絶が不法行為に当たるか:(1)被告は、原告の契約違反及び不正競争行為により被告が被った損害と対当額で相殺するとして、支払期日の到来する被告生地販売代金の支払を拒絶した。上記相殺が認められるか否かは、原告が原告生地の製造に際し被告の営業秘密を使用したか否か、原告生地の販売行為は「被告独自のパイシューを第三者に販売しない」との合意に反するか否かが問題となる。その判断には、原告生地の配合比率及び製造方法の開示が不可欠であるが、被告は本件において初めてその具体的内容の開示を受けた。また、原告は、従前パイシュー生地製造経験が全くなかったため、被告から必要な包餡機の貸与を受け、原材料の配合及び製造工程等、パイシュー生地製造のための技術指導を受けたから、被告は、原告による原告生地の製造行為が、被告の営業秘密を使用した不正競争行為であるとか、「被告独自のパイシューを第三者に販売しない」との合意に反するとの疑念を持つことも無理からぬ面がないとはいえない。(2)被告の上記支払拒絶は、被告生地販売代金の支払債務の不履行に当たるが、上記事情をも考慮すれば、被告の行為が債務不履行にとどまらず、不法行為に該当することを基礎付ける事情の主張立証がされているとはいえず、原告の不法行為の主張を認めることはできない。(3)そうすると、被告の支払拒絶は、債務不履行(履行遅滞)にとどまる。民法419条によれば、金銭を目的とする債務の履行遅滞による損害賠償の額は、法律に特段の定めがある場合を除き、約定又は法定の利率により、債権者はその損害の証明をする必要がない。その反面、それ以上の損害が生じたことを立証しても、その賠償を請求できない。(4)従って、原告は、本件において被告生地の販売代金とともに、支払日の翌日から商事法定利率年6分の割合による遅延損害金を請求しているから、上記遅延損害金の範囲を超えて、被告に対し損害賠償を請求することはできない。 (不競2条1項7号、4条、民709条、419条1項、505条1項、商法514条)重要度☆☆ (山口 栄一)	

293 -5	2つの特許権に基づく差止請求等につき、文言非侵害と明白無効の各理由により原告の主張を退けた	「発明の詳細な説明」欄の参酌、明白な無効理由による権利濫用
1 平12(ワ)6610号(東地47民) 2 平14.9.27(棄却) 3 ブラザー工業(株)、(株)エクシング 4 (株)第一興商、(被告補助参加人ヤマハ(株)) 5 特許2508394号、2953115号 6 第1特許の技術概要:表示される歌詞の文字の色変え指示情報と色変え幅情報とを演奏音データと共にデジタル楽音情報として格納したことにより、主旋律の音の再生タイミングに対応して正確に文字の色変化を行わせることが可能となると共に、1つの歌詞文字について所定幅ずつ色変えを行うことができるので、文字の色変化は、より伴奏音に適合した変化とすることができる。そのため、歌詞の色変りに追従して歌唱することにより、正確な歌唱を行うことができ、カラオケ装置や歌唱練習装置などに好適に利用できる。 第2特許の技術概要:予め複数の演奏データが記憶されたCD-ROMと、配信された演奏データが記憶されるハードディスクとを備え、入力装置から指定された演奏データをCD-ROM又はハードディスクから読み出して再生させる一方、元のCD-ROMに記憶された演奏データとハードディスクに記憶された演奏データとを、新たなCD-ROMに差し換えると共に、ハードディスクに記憶された演奏データを消去する電子音楽再生装置の運用方法である。 判示事項:「発明の詳細な説明」における記載によれば、本件第1特許発明は、音データと歌詞表示指示データとを組み	合わせて、楽音情報記憶部に格納するという構成によって、歌詞の色変え画像表示をその楽曲の主旋律の進行にほぼ一致させるという目的を達成するものであるから、構成要件Dにいう「楽音情報記憶部に格納されるデジタル楽音情報は、種々の楽器の演奏情報と、歌詞表示指示情報とを有している」とは、種々の楽器の演奏情報と歌詞表示指示情報が組み合わせられ、一つのデジタル楽音情報として楽音情報記憶部に格納されていることを意味するものと解するべきである。よってこの要件Dを具備しない被告製品は本件第1特許の技術的範囲に属しない。 本件第2特許発明は、公知技術1(特開平2-220551号)ないし公知技術3に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものということが出来るから、本件第2特許は特許法29条2項に違反して特許されたものである。したがって、本件第2特許に、同法123条1項2号に規定する無効理由が存在することは明らかであり、特段の事情も認められないから、本件特許権に基づく本訴請求は、権利の濫用として許されない。 参考:本件第2特許は、無効審判(2001-35098, 2001-35103)において各々無効審決が出されており(平成13年11月28日)、平成14年12月段階では、東京高裁で審理中である(平14(行ケ)1号, 同2号)。 (特70条, 29条2項)重要度☆☆ (野中 誠一)	
293 -6	被控訴人の、控訴人の取引先に対する「特許侵害の告知」は、不正競争行為、及び不法行為に該当しない、と認定された	不正競争行為、不法行為、注意義務、違法性阻却
1 平13(ネ)5555号(東高6民) 2 平14.8.29(棄却) 3 同和鑛業(株) 4 バイエル・アクチエンゲルシャフト 5 特許1733787号 6 概要:被控訴人が、控訴人の取引先である訴外会社に対し、控訴人の製品が被控訴人の特許を侵害すると考える旨を告知したことは、不正競争行為(不競法2条1項13号)に当たる、仮に、前記不正競争行為に当たらないとしても、不法行為(民法709条)に当たるとして、控訴人が、損害賠償、謝罪広告の掲載、を求めた。 判旨:控訴人の主張はいずれも理由がない。 (1)不正競争行為:①特許権者の特許侵害の告知行為は、後日、特許権の無効が審決等により確定し、或いは、当該製品が侵害ではないことが判決により判断されたときには、競業者との関係で、その取引先に対する虚偽事実の告知に一応該当するが、前記告知行為が、その取引先自身に対する特許権等の正当な権利行使の一環としてなされた場合には、違法性が阻却される。②特許権者が競業者の取引先に対して行う特許権侵害訴訟の提起は、当該取引先との関係では、特許権者が、事実に、法的根拠を欠くことを知りながら、又は、特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされている事実調査及び法的検討をすれば、事実に、法的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が特許権侵害訴訟という裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限って違法となる。(最判昭和63年1月26日参照)、③「特許侵害の警告」も、それ自体が競業者の営業上の信用を	害する行為でもあることからすれば、訴え提起と同様に、特許権者が、事実に、法的根拠を欠くことを知りながら、又は、特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされている事実調査及び法的検討をすれば、事実に、法的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのに、あえて警告をなした場合には、競業者の営業上の信用を害する虚偽事実の告知又は流布として違法となり、そうでない場合には、特許権者による特許権等の正当な権利行使の一環としての正当行為として、違法性を阻却される。④競業者の取引先に対する告知行為が、特許権者の権利行使の一環としての外形をとりながらも、社会通念上必要と認められる範囲を超えた内容、態様となっている場合、すなわち、権利行使に名を借りているとはいえ、その実質が、むしろ、競業者の取引先に対する信用を毀損し、当該取引先との取引ないし市場での競争において優位に立つことを目的としてされたものであると認められる場合には、当該告知の内容が結果的に虚偽であれば、もはやこれを正当行為と認めることができない。 (2)注意義務違反:被控訴人が、特許権者として必要な法的検討を経れば、本件特許について無効理由があることを容易に知り得たとは言えず、又、被控訴人による控訴人製品の分析の結果も、被控訴人が、必要な事実調査、法的検討をすれば、事実に、法的根拠のないものであることを容易に知り得たものであったとまではいえない。 (3)不法行為:被控訴人による本件書簡の送付行為を違法なものであるとすることができない以上、同行為について不法行為が成立する余地はない。 (不競2条1項13号, 4条, 民709条, 723条)重要度☆☆ (伊藤 文彦)	

293 -7	<p>商標「Budweiser」の所有者が、その商標の由来するヨーロッパの地に所在する被告に対して、「Budweiser」を含む表示の使用差し止めを求めた事案であり、裁判所は、商標非類似、自己の名称、権利の濫用の観点から請求を棄却した</p>	<p>商標の類似、自己の名称、権利の濫用、不当利得</p>
<p>1 平12(ワ)7930号(東地46民) 2 平14.10.15(一部認容) 3 アンホイザー・ブッシュ・インコーポレイテッド 4 ブジェヨビキヤー・ブドバー・ナロドニ・ポドニク、(株)アイコン他 5 商標登録403923号・1595383号 6 ①本件侵害の対象である商標「Budweiser」の背景には長い歴史があった。現在のチェコ共和国の地にはボヘミア王国があり、そこに、チェスケ・ブジェヨビチェ(Ceske Budejovice)という町があり、この町には1351年にビールを醸造、販売する権利が授与された。その後この地の名称は、支配者の交代により、ドイツ語の「Budweis」と、「Budejovice」となり、現在でも「Budweis」は、「Budejovice」のドイツ語あるいは英語訳となっている。そして、「Budweiser」及び「Budejovicky」は、パドワイスを産地とするビールを意味する語として使用されていた。 ②いくつかあったチェスケ・ブジェヨビチェの町の醸造所は、1895年頃集約され、チェコ醸造合資会社となり、1946年に国有化され、この会社を「Budweiser」と「Budejovicky」を使用する権利とともに承継したのが被告の一人であるブジェヨビキヤー・ブドバー・ナロドニ・ポドニクであった(以下被告B)。原告は、その前身が「Budweiser Lager Bier」と命名し、アメリカでビールを製造販売し、1878年にアメリカで商標登録を受けたが、財政的に行き詰まったため、1891年に「Budweiser Lager Bier」の商標に関する権利を含めた営業をすべて譲り受けたものである。原告は、「Budweiser」をボヘミアのパドワイスの町で醸造したビールにあやかる趣旨で採用したと自ら広告していた。原告と被告の間には、過去係争があり、1911年に被告Bは原告が商標「Budweiser」をヨーロッパを除く地方で使用すること、被告Bは全世界において原産地を識別するために「Budweiser」を自社製品に使用する権利を放棄しないとする合意が成立し、また、1939年には、被告Bは、北米大陸及びその保護領において「Bud」「Budweis」及び「Budweiser」とする合意が成立していた。 ③原告は、日本でビールについて原告登録商標目録1の「Budweiser」(登録第403923号)について登録を受け、その</p>	<p>商標のもとに広範な営業を行ってきたが、被告Bが、被告標章1ほかをビールに使用したため差し等の請求に及んだものである。 ④判決は、原告商標と、被告標章1の類似を認めず、被告標章4については原告商標と同じ「BUDWEISER」を含むことから詳しく論じ、同標章4は「BUDWEISER BUDVAR」が要部であるが、称呼及び観念を異にし、類似しないと認定し、また商標法第26条1項1号にいう「自己の名称」に該当し、さらに前記の当事者の事情、使用態様などを勘案すると原告の権利の行使は権利の濫用であるとして、この被告Bについての原告の請求は棄却された。不正競争防止法上の請求についても同様と判断された。 ⑤一方他の被告Nは、ヨーロッパで販売されたビールの日本への輸入業者であって、前記被告Bとは無関係に被告標章5を付したビールを日本で販売していた。被告標章5は、原告商標と類似するとされ、商標権侵害が認められた。被告Nは、商標法第26条1項2号の産地表示であると主張したが、被告標章5の表示態様は、「普通に用いられる方法で表示したもの」とすることはできないとされた。また、被告Bは、被告Nによる日本への並行輸入を制限することは不可能であるから、その利益は、不当利益とはいえず、原告の不当利益返還請求権は認められないとした。</p> <p>原告登録商標目録  1  4 BUDWEISER BUDVAR, NATIONAL CORPORATION 5  被告標章目録 (商37条、26条1項1・2号、不競2条1項1・2号、12条1項2号) 重要度☆☆ (加藤 恒久)</p>	

From Editors

編集後記

知的財産権誌上研究発表会は如何でしたでしょうか。皆様からの御質問、反論等お待ちしております。(K.H)

この5月号の編集担当だったわけですが、全くといっていいほどお手伝いできず、他の担当の方々にご迷惑をおかけすることになってしまいました。委員会にも年度の後半は出席できず、委員の方々にも迷惑をかけてしまった次第です。こんな状態だったにもかかわらず、平成15年度もパテント編集委員に任ぜられました。新年度はこのようなことにならないよう、しっかりと働くつもりでいます。新年度の委員の方々、よろしくお願い致します。(T.Y)

5月なのに5月という感じがしないのはなぜだろう。弁理士になってから季節感がなくなった。最近、雨が多いので、もう梅雨に入ったのかとも思ったが未だ6月ではなかった。サラリーマンだった頃は、人事異動、新入社員の歓迎会、花見、GW等の行事を通じて、4~5月を実感していたのであるが、休日も出勤日も区別ない現在では、花見もなければ、GWもない。結局、

やりたいことも仕事に追われて後回し。でも、よく考えてみれば、(最も)好きな仕事をやっているのだから(次に)やりたいことが後回しになってしまうのは仕方ない。かつて「仕事が趣味」の人を馬鹿にしていた嫌いがあったが、まさか自分がそうになってしまうとは夢にも思わなかった。結局、5月病になる暇もない今日この頃である。(S.M)

会誌委員会は久しぶりである。世代がすっかり代わった。体調不全もあって、運営は若い委員諸氏にお任せした。従って、専ら査読を担当した。日頃明細書で訓練されているので、記述の論理性、といっても矛盾、流れ、整合、主張の明確化を注意点として、修正を依頼した。対応された著者に感謝する。大変なボリュームの論文があった。思考の過程を丁寧に記述しているので、そこを読む分には理解しやすいが、必然、繰り返しが極めて多く、読み物としては不適であった。著者は大幅な修正を好まず、結局ボツになったのは残念であった。今月の「特許権侵害訴訟……」も判決例を分類概説したもので、大変なボリュームであるが、記述が簡潔で索引的に有益と思う。(A.K)